

平成28年3月28日

特別職の給与の減額について

本市施設の指定管理事業において、利用者及び関係者にご迷惑をおかけした事案について、下記のとおり特別職の給与の減額を行うための条例案を市議会に提案し、本日（3/28）議決されましたので、公表いたします。

なお、市長コメントは別紙のとおりです。

1. 給与減額の対象者

市長、副市長（2名）及び教育長 計4名

2. 実施期間

平成28年4月1日から平成28年6月30日までの3ヶ月間

3. 給与減額の内容等

市長、副市長及び教育長の給料について、平成28年4月1日から平成28年6月30日までの間、現在実施している減額措置後の給料月額から、100分の10を減じて支給する。

（給料月額）

	本来支給額	現行（減額中）	今回減額後	
市長	1,000,000円	850,000円	→ 765,000円	▲ 85,000円
副市長	830,000円	747,000円	→ 672,300円	▲ 74,700円
教育長	830,000円	747,000円	→ 672,300円	▲ 74,700円
3か月合計				▲ 927,300円（副市長2名含む）①

（平成28年6月期末手当）

	本来支給額	現行（減額中）	今回減額後	
市長	2,370,000円	2,014,500円	→ 1,813,050円	▲201,450円
副市長	1,967,100円	1,770,390円	→ 1,593,351円	▲177,039円
教育長	1,967,100円	1,770,390円	→ 1,593,351円	▲177,039円

期末手当合計 ▲ 732,567円（副市長2名含む）②

総合計 ▲ 1,659,867円 ①+②

※特別職は、財政健全化の取り組みにより、市長の任期期間、減額措置（市長15%、副市長・教育長10%）を実施中です。

4. 減額する理由

市立三日市市民ホールと市立健康支援センターの指定管理者の指定取り消しや同センターの2月からの閉館等、本市施設の指定管理事業にかかる一連の事案において、市民に混乱を招き、利用者並びに関係者に多大なご迷惑をおかけしたことに對し、市政を預かる者としての責任を深く受け止め、自ら給料の減額を行うものです。

なお、本件は、平成28年3月市議会において、「特別職の職員の給与の特例に関する条例」を制定する議案を3月11日に追加提案し、本日（3月28日）に議決をいただいたものです。

◎問い合わせ 河内長野市役所 総合政策部 人事課

電話：0721-53-1111

別紙

本市施設の指定管理業務にかかる特別職の給与の減額について（市長コメント）

本市施設の指定管理者の一連の事案について、市民の皆様にご迷惑を招き、利用者並びに関係者の方々に多大なご迷惑をおかけしたことに對し、市政を預かる者としての責任を深く受け止め、市長、副市長及び教育長の給料について減額する条例案を市議会に提案し、本日（3/28）議決をいただきました。

市民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしたことに對し、市を代表するものとして、深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないよう、施設の適正管理に全力を挙げて取り組んでまいります。